

神社賠償責任保険

＜賠償責任保険普通保険約款および施設所有管理者特約条項・生産物特約条項・受託者特約条項等＞

割増契約 情報漏えい補償のご案内

(サイバー保険 情報漏えい限定補償追加条項)

個人情報が漏えい、またはそのおそれが生じたことにより神社が負担する損害を補償します。

賠償責任

情報漏えい・おそれの発生に起因して他人に損害を与えた場合の賠償責任・争訟費用の補償

他人の損害



事故発生時の各種対応費用

情報漏えい・おそれの発生に起因して生じる「事故の調査」から「解決/再発防止」までの諸費用の補償

事故対応に要する諸費用



- 神社のパソコンがウイルス感染や不正アクセスの被害により内部の情報が漏えいした。
- 神社保管の御祈祷申込書類等が盗難被害に遭い個人情報が漏えいした。
- 神社職員が、故意に神社保有の個人情報や企業情報等を持ち出し転売した。 など

漏えい事故の保険金と支払限度額

■保険金

【賠償責任】損害賠償金、争訟費用、協力費用

【事故対応費用】

・情報漏えい対応費用

認証取得費用、個人見舞費用、法人見舞費用、不正使用監視費用、事故対応

関連費用、再発防止費用、データ復旧費用、被保険者システム復旧費用

・法令等対応費用

調査・報告対応費用、訴追対応費用、再発防止策定費用

■支払限度額 (自己負担なし)

賠償責任	1事故・期間中 3,000万円
事故対応費用	1事故・期間中 300万円

年間掛金

社入金区分	掛金	社入金区分	掛金
1,000万円以下	1,400円	3億円以下	28,200円
2,000万円以下	2,800円	5億円以下	39,800円
5,000万円以下	7,000円	10億円以下	51,200円
1億円以下	13,800円	30億円以下	74,700円

このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては下記までお問合せください。

【保険契約者】

神社本庁 財政部

〒151-0053

東京都渋谷区代々木1丁目1番2号

TEL03-3379-8011(代表)

TEL03-3379-8015(直通)

FAX03-3379-8299

(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

【引受保険会社】

損害保険ジャパン株式会社

団体・公務開発部第三課

〒160-8338

東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL050-3808-5528

(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

【取扱代理店】

村上代理店 (有限会社村上)

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷4-5-10

0120-280-010

FAX03-6447-5456

(受付時間平日の午前9時から午後5まで)

Mail:office@murakami-hoken.co.jp

サイバー保険(情報漏えい補償)のあらまし

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いできない主な場合
【第三者に対する賠償責任部分】		
情報の漏えいまたはそのおそれによる起因して、損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る、次の①～③の損害に対して保険金をお支払いします。		
名称	損害の内容	
① 法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づく賠償金をいいます。ただし、損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。なお、税金、罰金、料金、過料、違約金、課徴金、懲罰的賠償金および倍額賠償金の加重された部分ならびに被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定(注)がある場合におけるその約定によって加重された損害賠償金を含みません。 (注)業務の結果を保証することを含みます。	
② 争訟費用	被保険者が当会社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用	
③ 協力費用	被保険者が普通約款第6章保険金の請求第22条(損害賠償請求解決のための協力)(1)のために支出した費用	
【事故発生時の各種対応費用部分】		
記名被保険者が保険期間中に発見したことにより、その事故に対応するために記名被保険者が支出した「情報漏えい対応費用」に対して、保険金を支払います。ただし、個人情報の漏えいまたはそのおそれについて保険金を支払うのは、保険期間中に次の①から④までに掲げる事由のいずれかがなされることにより、個人情報の漏えいまたはそのおそれが客観的に明らかになる場合にかぎります。		
①サイバー攻撃が生じたことの当会社への書面による通知 ②記名被保険者が行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による会見、発表、広告等 ③本人またはその家族への謝罪文の送付 ④公的機関(注)に対する文書による届出、報告等または公的機関(注)からの通報		
名称	損害の内容	
① 認証取得費用	情報の漏えいまたはそのおそれの再発防止目的とした第三者による証明または外部機関による認証の取得に係る費用をいいます。	
② 個人見舞費用	個人情報の漏えいまたはそのおそれに関して、個人情報を漏えいされた、またはそのおそれがある本人に対する見舞金、見舞品(注)の購入費用および見舞品(注)の発送費用をいいます。 (注)有体物にかぎります。	
③ 法人見舞費用	情報の漏えいまたはそのおそれに関して、情報を漏えいされた、またはそのおそれがある法人に対する見舞金、見舞品(注)の購入費用および見舞品(注)の発送費用をいいます。 (注)有体物にかぎります。	
④ 不正使用監視費用	漏えいした、またはそのおそれのある情報の不正使用を監視するための費用をいいます。	
⑤ 事故対応関連費用	次のアからソまでに掲げる費用をいいます。 ア.文書作成のために要する費用 イ.増設コピー機の賃借費用 ウ.事故状況の保存、事故の状況調査およびその記録に要する費用。なお、写真撮影費用を含みます。 エ.事故の原因調査および再現実験に要する費用 オ.事故の拡大の防止に努めるために要した費用 カ.事故の対応のために要する記名被保険者の使用人等の交通費および宿泊費 キ.通信費用および謝罪文の作成、送付等に要した費用 ク.記名被保険者の使用人等の出張手当、超過勤務手当等の手当費 ケ.臨時雇用費用 コ.新聞、雑誌、テレビ、ラジオもしくはこれらに準じる媒体による謝罪または再発防止に向けた取り組みを公表する等、信頼回復のための会見、発表、広告等のために支出した費用 サ.コールセンターの設置、運営等の費用 シ.弁護士等への相談費用 ス.有益な第三者のコンサルティングまたは類似の指導等を受けるために要した費用 セ.記名被保険者がその事故について他人に損害賠償の請求をすることができる場合において、他人に対して損害賠償請求を行うための争訟費用 ソ.事故に関して、記名被保険者の信用を毀損するインターネット上の書き込み、投稿等に対応するために要した費用	
⑥ 再発防止費用	発生した事故と同一の事象または同一の原因による事象が再び起きないようにするためのセキュリティ対策に要した一時的な費用をいり、被保険者システムにおける事故の直接的な発生原因となった箇所にかかる費用にかぎります。なお、事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用、再発防止策の結果もしくは実施状況に関する報告書発行または報告会開催に要する費用等を含みます。	
⑦ データ復旧費用	記名被保険者が所有、使用もしくは管理する電子データもしくはデジタルコンテンツまたは記名被保険者のWEBサイトが事故により消失、改ざん、破壊等の被害を受けた場合における次のアまたはイに掲げる費用をいります。 ア.被害を受けたものを事故の発生前の状態に修復または復旧する費用 イ.被害を受けたものと同種同等のものを再作成または再取得する費用	
⑧ 被保険者システム修復費用	事故により被保険者システムの損傷が発生した場合に要する次のアからウまでに掲げる費用をいります。 ア.被保険者システムのうち、サーバ、コンピュータおよび端末装置等の周辺機器ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信用回線および配線にかかる修理費用または再稼働するための点検・調整費用もしくは試運転費用 イ.損傷した被保険者システムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用ならびに代替として一時的に使用する仮設物の設置費用および撤去費用 ウ.消失、改ざん、破壊等を被ったソフトウェアの修復、再製作または再取得費用	

【事故発生時の各種対応費用部分】

- ①記名被保険者が偽りその他不正手段により取得した情報の取扱いに起因する情報の漏えいまたはそのおそれ
- ②記名被保険者の役員に関する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
- ③電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中止、停止、または障害が発生し、記名被保険者に対して、それらが提供されなかったことなど

※①から③については、それらの行為を行った被保険者が被る損害のみ補償対象外です。